

障害のある児童生徒の教育内容の在り方に関する論点（案）

1. これまでの議論の整理（抜粋）

I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

（これからの特別支援教育の方向性）

- 特別支援教育を巡る状況の変化も踏まえ、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、
 - ①障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備
 - ②障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく。これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を進めるとともに、
 - ・ 障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充
 - ・ 障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の間で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現を図る。

II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

3. 特別支援学校における教育環境の整備

（知的障害の教育課程）

- 障害のある児童生徒の様々な学びの場における学びの連続性を高めるため、知的障害者である児童生徒に対する各教科等の在り方について検討を進めるとともに、学習指導要領に基づく各教科等の授業改善に向けた積極的な取組が求められる。

2. 制度・現状

- 特別支援学校においては、法令に従い、特別支援学校学習指導要領に基づき、教育課程を編成し、教育を実施している。

特別支援学校学習指導要領の改訂において、知的障害者である児童生徒のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理した。その際、各学部や各段階、幼稚園や小・中学校の各教科等とのつながりに留意し、学びの連続性を重視した対応を進める観点から改善が図られた。改訂された特別支援学校学習指導要領については、学部ごとに順次施行されている。

また、特別支援学校においては、文部科学省著作教科書（特別支援学校用）を使用して指導が行われている。

○ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（中央教育審議会（答申）平成 28 年 12 月 21 日）（抜粋）

（4）幼稚園、小学校、中学校、高等学校等と特別支援学校との連続性

- 次期学習指導要領の改訂（※）において、知的障害のある児童生徒のための各教科の目標・内容の整理を行うことを踏まえ、長期的には、幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校等との間で、教育課程が円滑に接続し、子供たち一人一人の学びの連続性を実現していくために、国として、学校種別にかかわらず、各教科の目標・内容を一本化する可能性についても検討する必要がある。

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第七十七条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて、文部科学大臣が定める。

○ 学校教育法施行規則（昭和二十七年文部省令第十一号）

第二百二十六条 特別支援学校の小学部の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科、特別な教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である児童を教育する場合は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、特別な教科である道徳、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語活動を加えて教育課程を編成することができる。

第二百二十七条 特別支援学校の中学部の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、特別な教科である道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、特別な教科である道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語科を加えて教育課程を編成することができる。

第百二十八条 特別支援学校の高等部の教育課程は、別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、家政、農業、工業、流通・サービス及び福祉の各教科、第百二十九条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科及び道德、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。

第百二十九条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容並びに小学部、中学部及び高等部の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容又は教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領によるものとする。

○ **特別支援学校幼稚部学習指導要領（平成 29 年 4 月告示）**

※平成 30 年 4 月施行。

○ **特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成 29 年 4 月告示）**

※小学部は令和 2 年 4 月施行、中学部は令和 3 年 4 月施行。

○ **特別支援学校高等部学習指導要領（平成 31 年 2 月告示）**

※令和 4 年 4 月施行。ただし、同日以降高等部の第 1 学年に入学した生徒に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用。

特別支援学校においては、特別支援学校学習指導要領の総則において、教育目標を定めている。教育目標については、特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部、高等部は、それぞれ幼稚園、小学校、中学校、高等学校と同一の教育目標の達成に努めなければならないことが示されている。加えて、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能を授けることを目的とした教育目標が定められている。

各特別支援学校においては、これらに掲げる目標を達成するよう、適切な教育課程を編成することが原則となっている。

特別支援学校学習指導要領において、

- ・視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者、病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における教科の指導については、小学校学習指導要領等に示す各教科の目標及び内容に準ずることとされている。
- ・知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における教科の指導については、特別支援学校学習指導要領において固有の各教科の目標及び内容が示され、これを基に、知的障害の状態や経験等に応じて具体的に指導内容を設定することとされている。
- ・視覚障害者、聴覚障害者、知的障害、肢体不自由者、病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、特別の指導領域である自立活動を設けることとされている。

○ 特別支援学校学習指導要領等の改訂の要点

＜特別支援学校小・中学部・高等部学習指導要領等改訂における主な充実事項＞

● 学びの連続性を重視した対応

- ・「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について、子供たちの学びの連続性を確保する視点から、基本的な考え方を規定
- ・知的障害者である子供のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理するとともに、必要に応じて、一定の条件のもと小学校学習指導要領又は中学校学習指導要領における各教科等の目標及び内容の一部を取り入れることができるよう規定

● 一人一人に応じた指導の充実

- ・視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である子供に対する教育を行う特別支援学校において、子供の障害の状態や特性等を十分考慮し、障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実
- ・知的障害である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科について、各教科の特質に応じた、指導計画の作成や内容の取扱いに関する規定を新設
- ・発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」などを規定

● 自立と社会参加に向けた教育の充実

- ・卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定
- ・幼稚部、小学部、中学部・高等部段階においてキャリア教育の充実を図ることを

規定

- ・知的障害者である子供のための各教科の目標及び内容について、育成を目指す資質・能力の視点から充実

<小学校・中学校・高等学校学習指導要領改訂における特別支援教育の主な充実事項>

- 特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成するよう規定
- 各教科等における学習上の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫するよう規定
- 高等学校における通級による指導の制度化（平成30年度から）に伴い、通級による指導における単位の修得の認定などについて規定

○ 文部科学省著作教科書（特別支援学校用）

区分	小学部	中学部
視覚障害者用	[点字版] 国語、社会、算数、理科、 英語、道徳	[点字版] 国語、社会（地理的分野）、 社会（歴史的分野）、社会（公 民的分野）、数学、理科、英 語、道徳
聴覚障害者用	言語指導	言語
知的障害者用	国語、算数、音楽	国語、数学、音楽

○ デジタル教科書の検討状況

児童生徒1人1台端末環境におけるデジタル教科書・教材の活用促進について専門的な検討を行うため、令和2年7月より、デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議を開催している。本検討会議においては、デジタル教科書を使用する授業時数の基準やデジタル教材との連携等、今後の在り方について検討が行われている。特別な配慮を必要とする児童生徒については、障害等の特性に応じて、より効果的に学習を行うことができるような配慮が求められるか、また、具体的にどのような機能が必要と考えられるか、についても検討が行われているところ。

3. 改革の方向性（案）

○ 先般の学習指導要領改訂の趣旨を踏まえ、知的障害者である児童生徒を教育する特別支援学校の各教科において育むべき資質・能力を着実に児童生徒に身に付けさせる観点から、国は、国語、算数・数学、音楽以外の教科についても、各学校における指導の状況を踏まえつつ、著作教科書（知的障害者用）を作成するなどしてはどうか。

また、次期学習指導要領の改訂に向け、国は、特別支援学校や小・中学校における特別支援学級における学習指導要領の編成・実施状況について把握し、指導の在り方について更に検討してはどうか。その際、中央教育審議会答申（平成 28 年 12 月）の指摘事項も踏まえ、児童生徒一人一人の学びの連続性の実現という方向性に留意する必要がある。